

請 書

1 工事名

2	請負代金		¥)		
3	エ	期	着工	平成	年	月	日	
			完成	平成	年	月	日	

上記の工事をお受けするについては、次の条項に従い履行いたします。

- 第1条 頭書の工期内に本工事の完成を厳守する。
- 第2条 工事が完成し引渡すときは契約担当官等の検査に合格したものに限る。
- 第3条 工事の施行及び現場内の取締に関しては、すべて貴官の指揮監督に従うものとする。
- 第4条 工事に使用する材料はすべて使用以前にその検査を受け合格したものでなければならない。ただし、検査の結果不合格と決定した材料は遅滞なく引きとらなければならない。
- 第5条 水中又は地下に埋設する工事その他完成後外面から明視することができない工事を 施行するときは、特に貴官の立ち会いのうえ施行する。
- 第6条 工事の施行が図面又は仕様書に適合しない場合において、貴官が図面又は仕様書に 基づく改造を請求したときは、これに従わなければならない。ただし、このため請負代金 を増額又は工期を延長することはできない。
- 第7条 次に掲げる事項の1に該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 1 第9条及び第10条以外の事由により頭書の工期内に本工事が完成しないとき。
 - 2 完全に契約を履行する見込みがないと認めたとき。
- 第8条 前条の規定により契約を解除したときは請負代金の $\frac{10}{100}$ に相当する違約金を支払 わなければならない。
- 第9条 天災地変その他請負人の責めに帰することができない事由によって頭書の工期内に 完成見込みがなく延期しなければならないときは、その事由を明らかにして期限内に延期 を申請することができる。この場合その申請が正当と認められるときは第10条の遅滞料を 免除することができる。
- 第10条 前条以外の事由によって頭書の工期内に工事を完成することができないときは、その事由を明らかにして期限内に延期を申請することができる。この場合において履行期限後に完成する見込みがあるときは、契約担当官等の承認をうけて特に遅滞料を支払い延期の期間を明らかにして履行することができる。ただし、遅滞料は請負代金に対して期限の翌日から起算して遅滞日数ごとに年5.0%の率を乗じて計算した額とする。

契約担当官等 平成 年 月 日

住所殿会社名代表者名